

平成 22 年 5 月 27 日
農 林 水 産 部

報道機関各位

口蹄疫のまん延を防止するための家畜の移入禁止措置について

宮崎県における口蹄疫発生に係る口蹄疫のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律 166 号）第 32 条及び山形県家畜伝染病まん延防止規則（昭和 40 年 11 月県規則第 84 号）第 4 条の規定により、移入を禁止する家畜、県外の区域及び期間を次のとおり指定し、別添のとおり本日（5 月 27 日）付けで告示しましたので、お知らせします。

- 1 指定する家畜
牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし
- 2 指定する県外の区域
宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県
- 3 禁止期間
平成 22 年 5 月 27 日から当分の間

- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 感染動物の肉や乳が市場に出回ることはありません。仮に感染動物の肉を食べたり、牛乳を飲んだりしても人体に影響はありません。
- 家畜の移入禁止措置の解除については、宮崎県での口蹄疫の終息状況など事態の推移を踏まえながら、適切に対処してまいります。

以上

お問い合わせ先

山形県農林水産部畜産課

担 当：課長：有川 課長補佐：池田

Tel：023-630-2474 630-3350

報道監 農林水産部次長 若松正俊



山形県公報

平成22年6月27日 (木)

号 外 (21)

目 次

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜及び区域の指定…………… (畜 産 課) …… 1

告 示

山形県告示第497号

山形県家畜伝染病まん延防止規則 (昭和40年11月県規則第84号) 第4条の規定による移入を禁止する家畜及び県外の区域を次のとおり指定する。

平成22年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する家畜
牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし
- 2 指定する県外の区域
熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
- 3 禁止期間
告示の日から当分の間

参考

【家畜伝染病予防法】 (昭和26年法律第166号)

(家畜等の移動の制限)

第32条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

【山形県家畜伝染病まん延防止規則】 (昭和40年11月県規則84号)

(家畜等の移動等の禁止)

第4条 知事が指定する家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品を知事が指定する県外の区域から移入してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。